

議 事 日 程 (平成30年12月 5 日第 1 日)

- 日程第 1 会議録署名者決定
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議第49号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件
- 日程第 4 議第50号 安八町犯罪被害者等支援条例制定について
- 日程第 5 議第51号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議第52号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議第53号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第54号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例制定について
- 日程第 9 議第55号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第10 議第56号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第11 議第57号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第12 議第58号 安八町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 古 澤 榮 一

○出席議員 (10名)

1 番	西 松 幸 子	2 番	碓 井 昭 夫	3 番	西 松 巖
4 番	安 井 忠	5 番	小 川 文 雄	6 番	大 平 文 雄
7 番	岩 田 讓 治	8 番	古 澤 榮 一	9 番	山 中 美 恵 子
10 番	渡 邊 明 博				

○欠席議員 (なし)

1、地方自治法第121条第 1 項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	堀 正	副 町 長	岡 田 武 史
教 育 長	渡 邊 均	調 整 監	水 谷 秀 平

総務課長	山田靖	企画調整課長	大平共美
会計管理者	堀芳弘	税務課長	坂優
住民環境課長	吉村等	福祉課長	坂和由
建設課長	河合一	産業振興課長	岡田立
生涯学習課長	安井孝行	学校教育課長	堀隆志

1、本日の職務のため出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	今村厚士	書記	定益直子
書記	土岐寿徳		

(開会時間 午前10時00分)

議 長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席人員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第4回安八町議会定例会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、3番 西松巖君、4番 安井忠君に指名をいたします。

議 長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの10日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月14日までの10日間にすることに決定しました。

議 長 町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町 長 皆さん、おはようございます。

本日、平成30年第4回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、師走の御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

日ごろは、町政発展のために格別の御尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

ことしは、安八町にとって町の歴史に残る念願の夢のかけ橋、未来につながる安八スマートインターチェンジが3月24日に開通しました。安八スマートインターチェンジを核としたまちづくりを進め、ストック効果が最大限発揮できるよう今後も取り組んでまいります。

また、平成27年に第五次総合計画がスタートし、ことしは前期4年の最終の年に当たります。前期の計画を見直し、後期4年の基本計画を策定します。

町財政にとって厳しい時期となっておりますが、総合戦略を基盤に、若者や子供たちを優しく包摂するまちづくりのために、一層努力をいたす所存でございます。

議員の皆様の一層の御指導、御協力を賜りたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

さて、本日御提案させていただきました主な案件ですが、任期満了に伴う固定資産評価審査委員の選任同意の人事案件を初め、条例制定、改正並びに平成30年度補正予算など10議案でございます。

個々の案件につきましては担当課長より御説明をさせていただきますので、それぞれ十分御審議いただき、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶といたします。

議長 これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いをいたします。説明は、簡単明瞭をお願いをいたします。

議長 日程第3、議第49号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町長 それでは議第49号につきまして、まず議案を朗読させていただきます。その後、説明をさせていただきます。

議第49号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件。

固定資産評価審査委員を次のとおり選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

平成30年12月5日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、住所、安八郡安八町城3丁目15番地の2。氏名、大山正行。生年月日、昭和28年11月9日生まれ。

今回、提案させていただきます大山正行さんが、平成30年12月23日をもって任期満了となります。引き続き大山さんを選任し、御同意をお願いするものであります。

大山さんは、長年公務員として勤務されてこられ、税務関係にも非常に詳しい方で、人格・識見とも高く、委員として適任であると考えます。

大山さんの選任の同意について、どうぞ御理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

議長 本件については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第49号は原案どおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第4、議第50号 安八町犯罪被害者等支援条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 それでは、3ページをお願いいたします。

議第50号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第50号 安八町犯罪被害者等支援条例制定について。

安八町犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、平成16年に制定された犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者支援に関する施策の策定及び犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るための給付金の支給について規定を整備するため、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町犯罪被害者等支援条例。

以下は、条例本文でございます。

第1条は、本条例の目的を規定しております。

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、及び犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益を保護し、もって町民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的としております。

第2条においては、本条における用語の意義を説明するものでございます。

第3条は、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を規定しております。

1枚はねていただきまして、6ページをお願いいたします。

第4条、町の責務といたしまして、町は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等を支援するための施策を策定し、及び実施しなければならない。

次の2項では、犯罪被害者等の支援が円滑に実施されるよう、関係機関と連携及び協力しなければならないと規定しております。

第5条及び第6条は、それぞれ町民、事業者の責務を規定しております。

第7条は、町は、犯罪被害者等を支援するため必要な情報を提供し、相談を総合的に行う窓口を設置することを規定しております。

第8条は、犯罪等に起因する経済的負担の軽減等を図るために、経済的な支援等について規定しております。

7ページをお願いいたします。

第9条は、町は、二次的被害の防止など犯罪被害者等を支援するため、必要な広報及び啓発を行うことを規定しております。

第10条は、町は、犯罪被害者等の支援を行うための人材を育成するため、職員の各種研修等への参加を推進することを規定しております。

第11条においては、本条例の施行に関し、必要な事項を規則で定めることを規定しております。

最後に附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第50号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第50号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第5、議第51号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 9ページをお願いいたします。

議第51号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第51号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院勧告の状況等に鑑み、期末手当の支給率の改正を行うものであります。

1枚はねていただきまして、安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。議案資料をお願いいたします。

議案資料の3ページをお願いいたします。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例新旧対照表です。

上段が第1条関係、下段が第2条関係、いずれも右列が改正後となります。

議会議員の期末手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

第1条におきましては、平成30年分の12月支給分について、支給割合を100分の5、0.05カ月分引き上げるものでございます。

次に、第2条におきまして、平成31年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分するものでございます。これにより、年間の支給月数は4.45カ月となるものでございます。

最初の議案書本文、11ページにお戻りください。

附則となります。

この条例は公布の日から施行し、第1条の規定については平成30年4月1日から適用し、第2条の規定については平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第51号は、会期内の総務産建常任委員会で審査をしていただくこと、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第51号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第6、議第52号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の13ページをお願いいたします。

議第52号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第52号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院勧告の状況等に鑑みまして、期末手当の支給率の改正を行うものであります。

1枚はねていただきまして、安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

以下は、改正本文でございます。

内容につきましては別冊の議案資料で御説明をさせていただきますので、議案資料をお願いいたします。

議案資料の5ページをお願いいたします。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例新旧対照表。

上段が第1条の関係、下段が第2条関係で、いずれも右列が改正後となっております。

常勤の特別職職員の期末手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

第1条におきましては、平成30年分の12月支給分について、支給割合を100分5、0.05カ月分引き上げるものでございます。

次に、第2条におきましては、平成31年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分するものでございます。これによりまして、年間の支給月数は4.45カ月となるものでございます。

先ほどの議案書のほうにお戻りいただきたいと思っております。15ページをお願いいたします。

附則でございます。

この条例は公布の日から施行し、第1条の規定については平成30年4月1日から適用し、第2条の規定につきましては平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第52号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくこと、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第52号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第7、議第53号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の17ページをお願いいたします。

議第53号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第53号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院の勧告が行われました。これに基づいて、安八町職員の給料表及び勤

勉手当の支給率等の改正を行うものであります。

1枚はねていただきまして、安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

以下は、改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。議案資料の7ページをお願いいたします。

安八町職員の給与に関する条例。

第1条関係に係ります新旧対照表でございます。右列が改正後となります。

本年の人事院勧告のポイントといたしましては、平均改定率が約0.2%の給料表の改定、ボーナスの0.05カ月分の引き上げが行われました。

まず7ページの第9条の2において、初任給の調整手当の改定を行うものです。第1号である職員は41万4,800円、第2号の職員は5万800円とするものでございます。

次に、第18条において宿日直手当の改定を行うものです。

宿日直勤務の対象職員には、その勤務1回につき4,400円とするものでございます。

これ以降の改定内容は、人事院勧告に伴う所要の改定を行うものであります。

1枚はねていただきまして、8ページをお願いいたします。

第18条の6におきまして、勤勉手当の引き上げを行います。

0.05カ月分の引き上げ分については、勤務実績に応じた給料を推進するため、勤勉手当に配分いたします。

第18条の6第2項第1号における一般職について、12月支給分について0.05カ月分となる100分の5を引き上げ、一般職は100分の95、特定管理職員にあつては100分の115とするものであります。

第2号では、再任用職員について定めるものであります。

1枚はねていただきまして、10ページをお願いいたします。

給料表の改定です。

1級の初任給を1,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定、そのほかについてはそれぞれ400円の引き上げを基本に改定をするものであります。

この後の15ページまでの左のページが改正前、右のページが改正後の給料表となります。

16ページをお願いいたします。

安八町職員の給与に関する条例第2条関係に係る新旧対照表でございます。右列が改正後となります。

第18条の3第2項において、平成31年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分するものでございます。一般職員については100分の130、特定管理職員にあつては100分の110とするものであります。

第3項では、再任用職員について規定するものでございます。

次に、16ページから17ページにわたりまして、第18条の6第2項第1号において、平成31年度以降は6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるように配分するものであります。一般職員については100分の92.5、特定管理職員にあつては100分の112.5とするものであります。

第2号では、再任用職員について定めるものであります。

これにより、年間の支給月数は4.45カ月となるものであります。

議案書のほうにお戻りいただきたいと思ひます。25ページをお願いいたします。

附則となります。

この条例は公布の日から施行し、第1条の規定については平成30年4月1日から適用し、第2条の規定については平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第53号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第53号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第8、議第54号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 27ページをお願いいたします。

議第54号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第54号 安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例制定について。
安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年12月5日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、安八町認定こども園の設置等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

1枚はねていただきまして、安八町認定こども園の設置及び管理に関する条例。

来年4月1日から開設予定の認定こども園への移行を進めるため、新たに必要な事項を定めるものでございます。

第1条では、就学前の子供に対する教育及び保育、並びに保護者に対する子育て支援を行うため、認定こども園法第3条第1項に規定する保育所型の施設として設置する旨を定めるものでございます。

第2条は、園の名称とその位置について定めるものです。

第3条は、認定こども園法に規定されます事業のうち、こども園で実施する事業について定めるものでございます。

第4条は、こども園への入園資格について定めるものでございます。

第5条は、こども園の保育料及び利用料の徴収に関して定めるものでございます。

30ページをお願いします。

第6条は、保育料等の減免規定について定めるものでございます。

第7条は、こども園の管理について基本原則の規定を定めるものでございます。

第8条は、委任規定を定めております。

附則といたしまして、第1項、この条例は平成31年4月1日から施行する。

第2項、本条例の制定により、現行の安八町保育所の設置及び管理に関する条例は廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第54号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第54号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第9、議第55号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

順次、提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の31ページをお願いいたします。

議第55号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第55号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）。

平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,873万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億3,653万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月5日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

33ページは歳入、34ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額59億780万2,000円に補正額2,873万6,000円を追加し、59億3,653万8,000円とするものでございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

1枚はねていただきまして、36ページをお願いいたします。

36ページの下から2段目、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基

金繰入金、補正額1,055万7,000円につきましては、今回の補正によります財源調整のため基金から繰り入れを行うものでございます。

続いて37ページをお願いいたします。

3. 歳出でございます。単位は1,000円でございます。

歳出のうち、議会費の節区分1の報酬及び総務費以降の節区分の2の給料、3の職員手当等、4の共済費の人件費関係につきましては、本年8月10日付で一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院の勧告が行われました。これに基づきまして、本議会に上程させていただいております安八町職員の給与等に関する条例の一部改正に伴いまして増額をお願いするものでございますので、御説明は省略させていただきます。よろしくをお願いいたします。

37ページの上から2番目の表でございますが、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額74万5,000円でございます。財源内訳は、特定財源のその他、諸収入4万8,000円は、総合賠償保険から4万8,000円でございます。節区分の負担金、補助及び交付金13万5,000円は、今回の人事院勧告に基づく給料の改定により、退職手当組合負担金の補正をお願いするものでございます。

続いて、節区分、補償、補填及び賠償金4万8,000円は、平成30年10月の町道の陥没によります車両損傷事故により、安八町が相手方に対しまして損害賠償金を支払うものでございます。

議 長 住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 続きまして、38ページをお願いいたします。

38ページの中段の表でございます。

款、総務費、項、戸籍住民基本台帳費、目、戸籍住民基本台帳費、補正額2万5,000円。節区分、役務費3,000円、使用料及び賃借料の2万2,000円でございます。こちらにつきましては、郵便局に設置いたしますファクスの設置経費で、1カ月分のリース料となっております。

また、その下段の表でございます。

款、民生費、項、社会福祉費、目、国民年金事務経費、補正額77万8,000円。節区分、委託料77万8,000円でございます。こちらにつきましては、国民年金事務の届け出書の電算化に伴いましてシステム改修を行います、そち

らの委託料でございます。また、財源といたしましては、国庫支出金、民生費委託金、国民年金事務委託金77万7,000円でございます。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 引き続き、38ページの下段をお願いいたします。

目、福祉医療費、補正額、増額の607万円。福祉医療に係る事務経費で、節区分の扶助費は、乳幼児医療費対象者の入院費用及び未熟児養育医療費の対象者の増加による不足分を補うものでございます。特定財源の国県支出金314万円のうち国庫支出金21万円は、未熟児養育医療費負担金、そして県支出金の293万円は、未熟児養育医療費負担金10万5,000円及び福祉医療費助成事業補助金282万5,000円でございます。

続きまして39ページ、目、身体障がい者福祉費、補正額、増額の1,786万8,000円。節区分の扶助費は、身体障害者の方に係る給付費用について、利用者数及び利用日数の増加による不足分を補うものでございます。特定財源の国県支出金のうち国庫支出金893万3,000円は、障害者自立支援給付費負担金508万円及び障害児入所給付費等負担金385万3,000円でございます。そして、県支出金の446万6,000円は、障害者自立支援給付費負担金でございます。

続いて、目の地域包括支援センター費、補正額、増額の170万円。節区分の扶助費は、ひとり暮らし老人助成事業及び高齢者いきいき住宅改善助成事業で、いずれも対象者が増加したことによる予算の不足分を補うものでございます。

議長 産業振興課長 岡田立君。

産業振興課長 引き続き、議案書39ページをお願いいたします。

最下段の款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、補正額49万1,000円でございます。全て負担金、補助及び交付金でございます。財源内訳は県支出金57万5,000円で、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金49万1,000円と、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金8万4,000円でございます。

被災農業者向け経営体育成支援事業補助金49万円1,000円は、台風21号と北海道胆振東部地震に限り、農業施設等が被害をこうむった場合、修理にかかる経費の2分の1の範囲内で国が補助していただけるもので、今回1件の申請がありましたので補正をお願いするものでございます。

また、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金8万4,000円につきましては、毎年各地区においてジャンボタニシの駆除を行っていただいておりますが、その成果に対し当該基金事業の中の外来生物対策補助金を受けることができましたので、財源内訳の変更をお願いするものでございます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 40ページをお願いいたします。

款、商工費、項、商工費、目、商工業振興費、補正額21万4,000円。節区分、負担金、補助及び交付金。交付金につきましては、企業立地促進事業といたしまして工場等設置奨励金交付金でございます。奨励金の額が確定いたしましたので、お願いするものでございます。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 引き続き、最下段をごらんください。

款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費、補正額はゼロでございます。節区分として給料、減額の77万5,000円。共済費の共済組合負担金、減額の10万6,000円でございます。

また、41ページに移っていただきまして、共済費の社会保険料、増額の10万6,000円。賃金、増額の77万5,000円です。これは、正職員が1名退職し、臨時職員を1名採用したことによる給与の組みかえでございます。

続きまして、項、小学校費、目、学校管理費、補正額、増額の12万円。節区分として、備品購入費12万円でございます。これは、町内企業からの寄附金として、名森小に寄附をいただいたものでございます。特定財源は、その他寄附金で12万円でございます。

続いて、項、中学校費、目、学校管理費、補正額、増額の12万円。節区分といたしまして、備品購入費12万円です。これも、町内企業からの寄附で、登龍中学校への寄附をいただいたものでございます。特定財源は、その他寄附金で12万円でございます。

以上、一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第55号は、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第55号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第10、議第56号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第56号を朗読説明させていただきます。

議第56号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億4,073万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月5日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、45ページ、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

上段が歳入、下段が歳出の款項ごととなっております。歳入歳出とも補正前16億3,273万5,000円、補正額、増額の800万円、計としまして16億4,073万5,000円です。

裏面の46ページをお願いいたします。

上段が歳入、下段が歳出の内訳でございます。

下段の歳出の内訳で御説明いたします。

款、保険給付費、項、高額療養費、目、一般被保険者高額療養費、補正額800万円。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金800万円でございます。

一般被保険者の高額療養費の増加見込みのため、負担金として800万円補正いたします。財源といたしましては、上段の表にございますように県支出金、県補助金、保険給付費等交付金の800万円でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第56号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第56号は会期内の民生文教常任委員会で審査をしていただくことに決定いたしました。

議長 日程第11、議第57号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の47ページをお願いいたします。

議第57号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第57号 和解及び損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものとする。

平成30年12月5日提出、安八郡安八町長。

安八町は、今回、10月24日に発生しました町道の陥没によります車両のタイヤ及びバンパーの損傷事故に関しまして、相手方との和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして御説明申し上げるものでございます。

記といたしまして、1. 和解及び損害賠償の相手方につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

2. 事故の概要については、平成30年10月24日午後7時ごろ、安八町大野307番3地先で、町道の陥没により相手方の乗用車のタイヤ及びバンパーが損傷したものでございます。

3. 和解の概要については、安八町は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として4万7,110円を支払う。なお、本件和解のほか安八町及び相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第57号は、会期内の総務産建常任委員会

で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第57号は会期内の総務産建常任委員会
会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第12、議第58号 安八町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第58号を朗読説明申し上げます。

議第58号 安八町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について。

安八町の特定の事務を取り扱う郵便局を指定したいので、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第3項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

平成30年12月5日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、安八町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により、次のとおり安八町の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する。

以下、内容でございますが、指定する郵便局の名称といたしましては、結郵便局。

郵便局の取り扱い事務につきましては1号から5号を定めまして、1号では、戸籍、除籍のいわゆる謄抄本、2号では税務関係証明、3号では住民票の写し、4号では戸籍の付票の写し、5号では印鑑登録証明書について受け付け、交付を郵便局で行うものでございます。

指定の期間としましては、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間でございます。ただし書きにございますように、双方とも合意するときは期間を1年延長することとして、以後同様とするものです。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第58号は、会期内の民生文教常任委員会

で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第58号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

お諮りします。

各委員会での審査のため、12月6日から12月13日までの8日間を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、12月6日から12月13日までの8日間を休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、12月14日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりください。また、最初に一般質問を行い、続いて議案の審査を行いますので、御了承をお願いいたします。

特別委員会は何時から。

議会改革委員長、11時10分からでいいですか。議会改革特別委員会。

5 番 はい、十分です。

議長 それでは、11時10分より議会改革特別委員会を開催いたしますので、よろしく願いをいたします。

御苦労さまでした。

(散会時間 午前10時54分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年12月5日

議 長 古 澤 榮 一

議 員 西 松 巖

議 員 安 井 忠

